

### 三井のオフィステナント向けフィットネス施設・サービス利用規約【個人向け】

本利用規約は、三井不動産株式会社および三井不動産ビルマネジメント株式会社（以下総称して「事業者」という。）が運営する別紙1「対象施設一覧表」に定めるテナント向けフィットネス施設（以下、総称して「本施設」といい、本施設には諸造作・設備およびそこで提供されるサービス等を含む。）において、三井不動産株式会社が提供するオフィスビル（以下「三井のオフィス」という。）にオフィステナントとして入居する法人（その他事業者の認めた先も含め、以下「入居法人」という。）の役員または従業員等に対して事業者および施設運営者（以下に定義する。）が本施設に係るサービス等を提供し、また、本施設の利用者が本施設を利用するにあたり必要な運営上のルールおよび条件等を定めたものである。

#### （定義）

第1条 本利用規約における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- |     |         |                                         |
|-----|---------|-----------------------------------------|
| (1) | 「会員」    | 入居法人の役員または従業員のうち、事業者が指定                 |
| (2) | 「ゲスト」   | 会員に同伴し本施設を利用する者のうち、会員でない者をいう。           |
| (3) | 「会員等」   | 会員およびゲストを総称していう。                        |
| (4) | 「施設運営者」 | 事業者および事業者が本業務を委託したサービス提供者を個別にまたは総称していう。 |
| (5) | 「本業務」   | 本施設の運営管理業務をいう。                          |

#### （本施設）

- 第2条 本施設は、別紙1「対象施設一覧表」に記載のとおりとする。会員等は、別紙1「対象施設一覧表」記載の各本施設の利用目的に従って、本利用規約その他施設運営者が別途定める諸規則、注意事項等（以下総称して「本利用規約等」という。）の定めるところにより、本施設を利用することができる。
2. 前項にかかわらず、事業者は、本施設の内容の全部または一部を変更することができるものとするが、当該変更は第22条に定める条件・方法により行われるものとする。

#### （本利用規約等の性質）

- 第3条 会員等は、本施設利用にあたり、本利用規約等を遵守しなければならない。
2. 会員等が本利用規約等に違反した場合は、事業者および施設運営者

に故意または過失がない限り、事業者および施設運営者は一切の責任を負わず、すべての責任と負担は当該違反した会員等に帰属するものとする。

#### （会員登録等）

- 第4条 入居法人の役員または従業員が本施設を利用する場合、本利用規約を承認の上、事業者が指定する方法によりあらかじめ会員登録を行わなければならない。ただし、会員登録ができる者は入居法人の役員または従業員のうち、三井のオフィスにて勤務する者（ただし、事業者と入居法人との間で別途合意する場合には、かかる合意に従う。）に限られるものとする。また、18歳未満の者、第8条に基づき除名された者および第23条に定義する反社会的勢力に該当する者は会員登録できないものとする。
2. 本施設の利用に際しては別紙2「月額プランおよび利用料等」記載の月額プラン（第6条に定める「フィットネス月額プラン」と「その他月額プラン」を総称し、以下「月額プラン」という。）があり、会員は事業者が指定する方法により加入を希望する月額プランを選択して加入することができる。
3. 事業者および会員等は、会員等による本施設の利用が賃貸借に該当せず、賃借権が発生しないこと、および本利用規約等が借地借家法の適用を受けるものではないことを確認する。

#### （月額プラン・利用料等）

- 第5条 会員は、月額プランへの加入の有無または加入した月額プランに応じて、別紙2「月額プランおよび利用料等」記載の月額プラン利用料およびその他の料金ならびに第10条に定めるその他サービス利用料等（以下総称して「本利用料等」という。）を事業者の指定する期日および方法にて支払うものとする。
2. 支払済みの本利用料等については本利用規約に別段の定めがある場合を除き、返金しないものとする。
3. 本利用料等に係る消費税等（消費税および地方消費税）は当該本利用料等を支払う会員の負担とする。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の本利用料等に係る消費税については、改正法の内容に従い、事業者が別途定める方法にて会員がこれを負担するものとする。
4. 事業者は、本利用料等のうち別紙2「月額プランおよび利用料等」に定める月額プラン利用料その他の料金を改定することができるものとするが、当該変更は第22条に定める条件・方法により行われるものとする。
5. 本施設の利用に際し適用されるキャンセルポリシーは別紙3「キャンセルポリシー」記載のとおりとする。

#### （会員登録期間、月額プランの加入・脱退）

- 第6条 会員登録の有効期間は初回について第4条第1項に基づき会員登録を完了した日から当該日が属する月の月末までとし、その後は毎月

1日から月末までとする。また、次項に定める会員登録の抹消手続が完了するまでは、本利用規約に別途定める場合を除き、会員登録の有効期間は、1か月ごとに自動更新されるものとする。

2. 会員が会員登録の抹消を希望する場合、会員は、いつでも事業者が指定する方法により会員登録を抹消することができる。ただし、当該会員がいずれかの月額プランに加入している場合には月額プランからの脱退後に限り、会員登録を抹消することができる。会員登録を抹消する場合、当該会員登録抹消日をもって、当該会員が会員たる地位に基づき保有する本施設の利用権その他会員たる地位に付随して有する権利の一切を喪失するものとする。会員登録抹消時に未払いの本利用料等がある場合には、登録抹消後も引き続き未払い分の本利用料等の支払義務を負うものとする。
3. 会員が月額プランに加入する場合、月額プランの有効期間は初回について第4条第2項に基づき加入手続を完了した日（以下「加入日」という。）から当該日の属する月の月末までとし、その後は毎月1日から月末までとする。また、本条第6項に定める月額プランからの脱退手続が完了するまでは、本利用規約に別途定める場合を除き、月額プランの有効期間は、1か月ごとに自動更新されるものとする。
4. 会員が別紙2「月額プランおよび利用料等」記載のフィットネス月額プラン（以下「フィットネス月額プラン」という。）に加入する場合、当該フィットネス月額プランへの加入日の属する月のフィットネス月額プラン利用料については、当該会員の加入日が以下のいずれかに属するかにより算定するものとする。ただし、フィットネス月額プランへの初回加入時に限り、加入日に関わらず、加入日の属する月のフィットネス月額プラン利用料は免除し、会員は翌月分のフィットネス月額プラン利用料より支払いを開始するものとする。
- 1日から15日まで  
1か月分のフィットネス月額プラン利用料の100%
- 16日から月末まで  
1か月分のフィットネス月額プラン利用料の50%
5. 会員が別紙2「月額プランおよび利用料等」記載のその他月額プラン（以下「その他月額プラン」という。）に加入する場合、当該その他月額プランへの加入日にかかわらず、加入日の属する月のその他月額プラン利用料については、1か月分のその他月額プラン利用料の100%を支払うものとする。
6. 会員が月額プランからの脱退を希望する場合、会員は、脱退を希望する月（以下「脱退希望月」という。）の前末日（ただし、本施設の営業時間内に限る。）までに事業者の指定する手続を完了することにより、脱退希望月の月末をもって月額プランからの脱退をすることができる。また、月の途中で脱退することはできない。
7. 会員が月額プランを脱退した場合、会員は、月額プランからの脱退日をもって、当該会員が月額プラン加入者としての地位に基づき保

有する本施設の利用権その他月額プラン加入者たる地位に付随して有する権利の一切を喪失するものとする（ただし、脱退日の時点において既に予約済のものを除く。）。脱退時に未払いの月額プラン利用料その他本利用料等がある場合には、脱退後も引き続き未払分の月額プラン利用料その他本利用料等の支払義務を負うものとする。

8. 会員が本利用料等のうち月額プラン利用料を事業者の定める期日までに支払わなかった場合、当該月額プラン利用料の対象となる利用月の前月末日をもって、事業者は会員を月額プランから脱退させることができるものとし、会員はこれに対して異議を述べないものとする。
9. 契約ロッカーの利用を申し込む場合には、本利用規約等に加え、別紙4「ロッカー利用規約」に従うものとする。

（月額プランの支払方法等）

第6条の2 会員は月額プランへの加入に際し、以下の事項について同意するものとする。

- (1) 会員は本利用料等のうち月額プラン利用料については、会員が月額プラン加入時に指定するクレジットカード（以下「指定カード」という。）にて、当該指定カードの発行会社の規約に基づき支払うこと。
- (2) 会員は、月額プラン利用料等の決済に利用することを目的として、指定カードのカード番号等指定カードに付帯する情報を、事業者の指定する決済サービス提供会社（以下「決済サービス提供者」という。）に対して提供すること。
- (3) 事業者は第20条に定める「個人情報保護方針」および別紙5「三井のオフィステナント向け会員制フィットネス施設の個人情報の取扱いについて」記載の会員情報を保管・保持すること。なお、事業者は、指定カードの情報を直接保持しない（決済サービス提供者にて保持する）。
- (4) 会員は指定カードの番号または有効期限に変更があった場合、本施設にて指定カードの変更手続きを遅滞なく行うこと。（所属法人による補助等）

第7条 第5条および第6条にかかわらず、会員は所属する入居法人（以下「所属法人」という。）の選択に従い、(i)月額プラン利用料およびその他の料金の一部もしくは全部の所属法人による補助に伴う割引、(ii)その他事業者と所属法人との間の合意に基づく本利用料等の割引（以下「法人プラン」と総称する。）を享受することができる。かかる場合、会員は事業者が定める方法により法人プランに加入することによって、法人プランによる割引を享受できるものとする。

2. 所属法人が法人プランの適用を終了した場合、会員は、法人プラン適用前の登録状況にかかわらず、当該法人プランの適用が終了する日において補助の対象となっていた月額プランから自動的に脱退

するものとし、会員はこれをあらかじめ承諾する。かかる場合、当該会員が法人プラン加入者としての地位に基づき保有する本施設の利用権その他法人プラン加入者たる地位に付随して有する権利については第6条第7項に定める月額プランからの脱退に準じて取り扱うものとする。

（会員除名等）

第8条 会員が次のいずれかに該当した場合には、事業者は、別途事業者が認める場合を除き、会員に対し何らの催告なくして、本施設の予約の解除、利用の制限、除名処分等の処分をなすことができる。

- (1) 本利用規約等に違反したとき。
- (2) 本利用料等の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
- (3) 会員登録およびその後の登録情報の更新に際し、施設運営者に虚偽の申告をしたとき。
- (4) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立または手形不渡等により経済的信用を失ったとき。
- (5) 第23条に違反したとき
- (6) 第14条に定める禁止行為を行ったとき。
- (7) その他本条各号に準ずる行為をしたとき。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は次の場合に括弧内に定める日をもって会員資格を喪失し、月額プランへの加入の有無にかかわらず、会員登録を抹消されるものとする。なお、会員資格の喪失とともに、(i)月額プランに加入している場合には、月額プランからも脱退するものとし、(ii)本施設の利用予約等に係る本施設の利用に関する一切の権利も消滅する。

- (1) 第6条第2項に基づき自ら会員登録を抹消したとき（会員登録を抹消した日）。
- (2) 第8条に基づき除名されたとき（除名された日）。
- (3) 所属法人の役員または従業者たる地位を喪失したとき（当該地位を喪失した日）。
- (4) 所属法人に関する三井のオフィスの賃貸借契約（別途事業者が認める場合には当該契約を指す）がすべて終了することが所属法人と事業者の間で明らかになり（当該賃貸借契約が更新または再契約される場合を除く。）、事業者が指定する手続きを行ったとき（当該賃貸借契約が終了する日の属する月の前月の月末以降において事業者が登録抹消手続を行った日）。
- (5) 死亡したとき（死亡した日）。
- (6) 本施設を閉業したとき（閉業の日）。
- (7) 本施設を最後に利用した日から5年を経過したとき（ただし、月額プランに加入している場合を除く。）（5年を経過した日が属する月の月末以降において事業者が登録抹消手続を行った日）。

2. 会員が会員資格を喪失した場合、会員が支払うべき本利用料等のうち月額プラン利用料については会員資格を喪失する日の属する月

の月末まで発生するものとする。会員は、資格喪失時に未払いの本利用料等がある場合には、資格喪失後も引き続き未払い分の本利用料等の支払義務を負うものとする。

3. 前項にかかわらず、第1項第(3)号または第(5)号の場合において当該会員が同号に該当することについて事業者へ通知がないときは、事業者は、上記各号に該当することについて覚知できず当該会員に対し会員資格喪失以降も本利用料等を請求し続ける場合がある。ただし、かかる本利用料等については、上記各号に該当することについて本人（第1項第(3)号の場合）または相続人もしくはこれに準じる者（第1項第(5)号の場合）から事業者の定める方法により届出がなされた場合、当該届出の日から遡って直近3か月分を上限として、別途定める方法により事業者より返還されるものとする。なお、返還に際し利息は付きない。

（その他サービス利用料等およびその他サービス内容）

第10条 本利用料等のうち本施設内のロッカー、レンタル品の貸出等のサービス利用料等およびその他サービス内容（以下「その他サービス利用料等」という。）については、別紙2「月額プランおよび利用料等」の記載または本施設のホームページへの掲載あるいは本施設内の書面に掲示のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、事業者は、本利用料等のうちその他サービス利用料等を変更することができるものとするが、当該変更は第22条に定める条件・方法により行われるものとする。
3. 会員等は、第12条に基づき事業者が本業務の全部または一部を委託するサービス提供者が、本施設内にて自らの責任と負担において各種サービスを提供することを理解し、かかるサービスについて事業者が責任を負わないことをあらかじめ承諾する。

（会員の責務）

第11条 本施設は、本利用規約等に従い、会員のみが利用できる。会員は、如何なる場合も、その会員資格ならびにその他本利用規約等上の地位および権利義務を譲渡、相続もしくは貸与し、または担保の用に供することはできないものとする。なお、登録した会員情報および権限等については、会員本人のみが利用でき、貸与または複製してはならないものとする。会員は自らの会員資格が第三者に利用されている可能性を認知した場合は、事業者に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとする。

2. 前項にかかわらず、会員は、事業者が別途認める場合に限り、事業者の指定する人数を上限として、ゲストを、会員同伴のうえ、本施設のうち事業者が別途許容するスペースに入退室させることができ、ゲストは、当該スペースに限り本利用規約等に従って利用できる。
3. 会員等は、本施設の入退室の際に、施設運営者が定める方法により、出入口において入室および退室の手続きを行わなければならない。

4. 会員等は、本施設に付帯する設備（以下「付帯設備」という。）を本利用規約等に従い使用することができる。
5. 会員等は、本施設および付帯設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、付帯設備の移動等原状変更は一切認められない。
6. 会員等は、本施設において、会員等が所有または占有する動産等（以下「私物等」という。）の管理を自己責任で行わなければならない。なお、ゲストは本施設利用時に、施設運営者の求めに従って、身分証明書に準ずる書面等を施設運営者に提示するものとする。
7. 会員は初回の本施設利用時およびその後1年経過毎を目途として、事業者の指定する身分証明書および本施設の利用資格を有することを証する書面等を施設運営者に提示するものとする。また、会員等は、本施設利用時において、施設運営者から身分証明書、従業者証明書または入館証等の提示を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、ゲストは本施設利用時に、施設運営者の求めに従って、身分証明書に準ずる書面等を施設運営者に提示するものとする。
8. 会員等は、食事、打合せ、電話、運動、休憩等について本施設ごとに施設運営者が定める場所においてのみ行うことができる。制限を受ける行為および施設運営者が定める場所については、電磁的方法による通知、本施設のホームページへの掲載あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により行われる。
9. 会員は会員登録時に登録した内容に変更または誤りがあった場合（所屬法人の役員または従業者でなくなった場合を含む。）、事業者の定める方法により速やかに変更手続を行うものとし、その後も同様とする。
10. 施設運営者が会員宛に電子メールまたは会員用webサイトを通じて通知をする場合、会員の登録内容に基づいて行い、表示または発信をもって効力を有するものとし、未到達または未確認等以後の責を負わず、会員はあらかじめこれを承諾する。

（施設運営者）

第12条 本業務は、事業者が行う。ただし、事業者は、本業務の全部または一部を事業者が適当と認める者に委託することができる。

（利用可能時間）

第13条 本施設の営業時間および定休日は別紙1「対象施設一覧表」に記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、事業者は、営業時間および定休日を変更することまたは臨時定休日や営業時間の臨時短縮を設定することができるものとするが、当該変更等は第22条に定める条件・方法により行われるものとする。

（禁止事項）

第14条 施設運営者は、会員等が次の各号の行為またはこれに類似する行為を行うことを禁止する。

- (1) 本施設の属する建物（以下、「本建物」という。）の立入禁止箇所に進入すること。
- (2) 本施設の営業時間外に本施設へ入室し、または本施設を利用すること。
- (3) 会員以外の第三者に、会員と偽らせて、本施設へ入室させ、または本施設を利用させること。
- (4) 本施設および本建物を利用する他の利用者および第三者に迷惑を及ぼす音、振動または臭気等を発すること。
- (5) 本施設の机・椅子・マシン・休憩スペース等に私物等を置くことで、長時間占有（場所取り等）すること。
- (6) 本施設および本建物の指定場所以外で食事、飲酒または喫煙をすること。
- (7) 本施設において宿泊行為を行うこと。
- (8) 本建物に動物を持ち込みまたは飼育すること。ただし、盲導犬、聴導犬または介助犬等は除く。
- (9) 施設運営者の事前の書面による許可なく、本建物の通路や階段、廊下、外壁等に看板、ポスター等の広告物を貼ること。
- (10) 本施設内および本施設の住所・ビル名を用いて、商品の販売、物品の修理その他金員の授受を伴う取引を行うことならびに勧誘等の営業活動、宗教活動または政治活動を行うこと。本施設を事務所として継続的に利用すること。
- (11) 本建物で火気等を使用することまたは火気等を持ち込むこと。
- (12) 他の利用者に嫌悪感を与える服装で本施設を利用すること。
- (13) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したまま本施設へ入室しまたは本施設を利用すること。
- (14) 吸殻・紙屑・塵芥その他の物を施設運営者の指定する場所以外に廃棄もしくは放置すること。
- (15) 刃物等の危険物を本施設内に持ち込むこと。
- (16) 許可なく本施設内で撮影・録画を行うこと。
- (17) 本施設の付帯設備その他施設運営者が管理する物品の損壊や持ち出しを行うこと。
- (18) 本施設内に落書きや造作を行うこと。
- (19) 正当な理由なく面談、電話その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げること。
- (20) 本建物において、犯罪行為または法令等に違反する行為を行うこと。
- (21) 公序良俗に反する行為を行うこと。
- (22) 本施設内において、会員等が著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまは威勢を示すことにより、事業者および他の利用者に不安を覚えさせる行為をすること、または他の利用者の迷惑となる行為をすること。

為をすること。

- (23) 本施設を故意または過失により毀損すること。

- (24) その他前各号に準ずる不適切な行為を行うこと。

（イベント等の開催）

第15条 本施設の全部もしくは一部または施設運営者が指定するスペースにおいて、施設運営者または施設運営者の承諾を得た者がイベント、セミナー等（以下「イベント等」という。）を実施する場合、施設運営者は、当該イベント等の準備または実施のため、会員等による本施設の利用を一時的に制限することができ、会員等はこれを異議なく承諾するものとする。

2. 前項に関する通知は、本施設のホームページへの掲載あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により行われる。

（本施設への立入り）

第16条 施設運営者は、本施設の使用状況の確認、イベントの開催または本施設の保全、衛生、防犯等その他本建物の管理上の措置を講ずるため必要がある場合には、会員等の承諾を得ることなく施設運営者の指定する者を本施設に立ち入らせることができ、会員等はあらかじめこれを承諾する。

2. 施設運営者は、本施設の広告宣伝活動等のために、会員等の本施設利用中に本施設に立入り、取材または撮影等を行うことができ、会員等はあらかじめこれを承諾する。

3. 前二項に基づく施設運営者の立ち入りにおいて、会員等の私物等に破損や紛失が発生した場合、施設運営者は、施設運営者の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、何らの責任も負わないものとする。

（防犯カメラ）

第17条 施設運営者および会員等は、防犯カメラに関する以下の事項について、あらかじめ合意するものとする。

- (1) 本施設内にセキュリティを目的として防犯カメラを設置していること。
- (2) 防犯カメラで撮影された映像（以下「撮影データ」という。）は一定期間、施設運営者のサーバーに保存されること。
- (3) 会員等は、防犯カメラによる監視、撮影、撮影データの保存、次号の目的に限定した撮影データの利用および持ち出しを拒否できないこと。
- (4) 施設運営者は、本利用規約等の違反、盗難、本施設の利用状況の分析、火災の有無の確認および警察等の犯罪捜査に協力する目的で撮影データを第三者に開示することができるが、かかる目的以外において、撮影データを持ち出しまたは利用しないこと。
- (5) 施設運営者は、前号の目的以外に撮影データを利用する場合、会員等の事前承諾を要すること。

（私物等の管理）

第18条 本施設内に放置された私物等（以下「放置物」という。）について

- は、これに関する一切の権利が放棄されたものとみなし、これが他の利用者の迷惑になると施設運営者が判断した場合、施設運営者は、当該放置物を他の場所に移動させ、施設運営者の定める期間保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分するものとする。
- 前項にかかわらず、放置物が飲食物または雑誌等であった場合、施設運営者はこれらを即日処分するものとする。
  - 会員等は、前二項の処置について異議なく承諾するものとする。  
(善管注意義務)
- 第19条 会員等は、本利用規約等に従い、他の利用者および第三者に迷惑となる行為をせず、本施設および本建物の共用部分を善良なる管理者の注意をもって利用する。
- (個人情報保護)
- 第20条 事業者は、保有する個人情報を、事業者のホームページに掲載される「個人情報保護方針」および別紙5「三井のオフィステナント向け会員制フィットネス施設の個人情報の取扱いについて」(以下「個人情報保護方針等」という。)に従って取り扱うこととする(本利用規約に定めがない点については個人情報保護方針等が適用される。)。会員等は個人情報保護方針等が随時改定・変更されることをあらかじめ承諾する。
- 会員等は、自己が事業者に対して提供する個人情報その他会員登録およびその後の変更等を通じて提供する情報が正確であることを保証する。事業者は、自らに責めを帰すべき事由がない限り、当該情報が不正確であった場合に会員等または第三者に生じる損害について一切責任を負わない。
  - 事業者は、取得する個人情報について、(1)本施設の運営管理および会員管理、(2)メールマガジンの送付、電子メールなどの方法によるサービス、イベントなどのご紹介、(3)本施設のサービス改善に資するためのユーザー分析・マーケティング、(4)事業者が運営する他施設の商品企画の主商品企画改善、ならびに事業者が事業・計画する他施設の商品企画に資するためのユーザー分析・マーケティング、(5)本施設に関するお問い合わせをいただいた会員への対応、(6)施設運営者が緊急に連絡が必要な事象が発生したと判断した場合などの緊急連絡、(7)前各号に付帯する業務のために利用することとする。
  - 事業者は、法令の規定に基づく場合の他、前項記載の利用目的および別紙5「三井のオフィステナント向け会員制フィットネス施設の個人情報の取扱いについて」に記述の利用目的の達成に必要な範囲で、事業者が取得した個人情報を、本施設の提携先、会員の所属法人などの第三者に開示・提供することがある。
  - 事業者は、本施設のサービス提供のため、個人情報取扱いの業務の一部または全部を委託することがある。かかる場合、事業者は、委

託先における個人情報の取り扱いについて監督する責任を負うものとする。

- 会員等は、第4項および第5項に定める場合には、それぞれの規定に従って個人情報の開示・提供が行われることに、あらかじめ同意する。

(秘密情報)

第21条 本利用規約において「秘密情報」とは、会員等自らが秘匿したい情報のすべてならびに、利用期間内に、会員等が知り得た入居法人および他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当することを証明することのできる情報については、秘密情報に含まれないものとする。

- 会員等が知り得た時点で既に公知の情報、またはその後会員等の責によらずして公知となった情報。
- 会員等が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- 会員等が知り得た時点で既に保有している情報。
- 会員等が知り得た情報によらずして独自に開発した情報。

- 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、会員等は、自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。施設運営者は、自らに責めを帰すべき事由がない限り、会員等の秘密情報の漏えいについて一切責任を負わないものとする。

- 会員等は、秘密情報を入手した場合、当該秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に秘匿するものとし、本人の許可なくソーシャルネットワークサービスや、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示または漏洩、公開もしくは利用してはならない。会員等が本項の規定に違反して発生した事案の一切に対し、施設運営者は自らに責めを帰すべき事由がない限り、その責任を負わないものとする。

(本利用規約等の変更)

第22条 事業者は、本施設の運営・管理上必要と判断した場合その他合理的な理由があると判断した場合または法令等の変更、行政指導、社会・経済情勢等の変動に応じて、変更または新規策定の内容に応じた周知期間を設定した上で(特に重要なものについては3か月前までに)、電磁的方法または書面による通知、本施設のホームページへの掲載あるいは本施設内に書面を掲示する等の方法により告知することにより、本施設の内容、月額プランおよび本利用料等、営業時間、定休日、本施設におけるサービス内容や会員種別についての各種変更、利用の制限あるいは本施設におけるサービスの終了や本施設の閉鎖など、本利用規約等(別紙を含む。)の変更または新規策定などを行うことができることとし、会員等はあらかじめこれを異議なく承諾するものとする。なお、本利用規約の変更がなされた場合、差し替えは行わないこととする。

(反社会的勢力の排除)

第23条 会員等は、事業者に対し、次の各号の事項を確約する。

- 自ら、または自らが所属する企業および団体の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用規約に同意するものではないこと。
- 会員等は、本施設の利用にあたり、本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはならない。また、本施設に反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に本施設の全部または一部を占有させてはならない。
- 会員等が、前二項のいずれかに違反した場合、事業者は電話、書面、または電磁的方法による通知を行うことにより何等の催告なしに会員等の本施設利用を終了させることができる。

(損害賠償責任)

第24条 本施設または近辺において、会員等が故意または過失により、本施設、施設運営者、他の会員等または第三者に損害を与えた場合、会員等は速やかにその旨を事業者および関係する施設運営者に対し通知しなければならない。また、会員等は、事業者または関係する施設運営者の請求に従い、直ちに自らの責任と費用負担で当該損害を賠償しなければならない。なお、会員等が事業者または関係する施設運営者以外の者から損害賠償請求等その他のクレームを受ける場合、会員等は、誠実に対処し、自ら責任をもって解決するものとし、事業者および関係する施設運営者に迷惑および損害をかけるものとする。

(免責事項)

第25条 次に掲げる事由により会員等が被った損害について、事業者および施設運営者に故意または過失がある場合を除き、事業者および施設運営者はその責を負わないものとする。

- 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒、テロまたは盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故による損害および情報の混線と流出、感染症の拡大、その他不可抗力事由による損害。
- 本施設の他の会員等その他第三者により被った損害。
- 本施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害。

(不可抗力による利用の終了等)

第26条 天災地変その他事業者、施設運営者および会員等の責に帰すべからざる事由により、会員等が本施設の目的に従って本施設を利用でき

- なくなった場合、本施設の前項または利用は当然に終了する。
2. 前項の場合、事業者は会員等から支払われた本利用料等を返金せず、本施設の利用中止に伴うその他の損害についても一切補償しない。ただし、各本施設の前項が当該月において10営業日を超えて利用中止となった場合に限り、事業者は会員等から支払われた当該月の月額プラン利用料を返金するものとする。
  3. 第1項の場合、会員等は、事業者および施設運営者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることはできず、また、他の会員等およびその他の第三者との間で紛議が生じたときは、会員等の費用と責任にてこれを処理解決し、事業者および施設運営者に財産上の負担その他一切の迷惑をおよぼさないものとする。
  4. 天災地変その他事業者、施設運営者および会員等の責に帰すべからざる事由により、本施設の全部または一部が滅失または破損して本施設の利用目的を達することが不可能となった場合、事業者は、本施設を閉業することができ、その場合、会員は第9条に基づき会員資格を喪失する。また、これによって事業者および施設運営者または会員等の被った損害については、各相手方はその責を負わない。

(裁判所管轄)

第27条 本利用規約等に起因する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第28条 本利用規約等については準拠法を日本法とする。

(信義則)

第29条 本利用規約等に定めのない事項については、民法その他の法令および取引の慣行に従い、信義と誠実をもって協議のうえ決定する。

以 上

- 別紙1 対象施設一覧表
- 別紙2 月額プランおよび利用料等
- 別紙3 キャンセルポリシー
- 別紙4 ロッカー利用規約
- 別紙5 三井のオフィステナント向け会員制フィットネス施設の個人情報の取扱いについて

## 1. 三井のオフィステナントが利用可能な施設（フィットネス施設）

本建物名称	フィットネス施設名称	営業時間および管理体制 (全施設共通で土日祝日休業、 その他ビルの休館日に従う)	施設・サービス詳細	主な設備・サービス	事業者
日本橋高島屋三井ビルディング	&BIZ fitness 日本橋高島屋三井ビルディング	平日 7:00~22:00 有人管理+事故検知システム	フィットネスエリア	シャワー、ロッカー、マシンエリア、ストレッチエリア	三井不動産ビルマネジメント株式会社
			スタジオ・リフレッシュブース	スタジオ・リフレッシュルーム・自動生体マシン	
日本橋室町三井タワー	&BIZ fitness 日本橋室町三井タワー	平日 7:00~22:00 有人管理+事故検知システム	フィットネスエリア	シャワー、サウナ、ロッカー、マシンエリア、ストレッチエリア	三井不動産ビルマネジメント株式会社
			スタジオ・和室	スタジオ・畳・水屋	
八重洲セントラルタワー	&BIZ fitness 東京ミッドタウン八重洲	平日 7:00~22:00 有人管理+事故検知システム	フィットネスエリア	シャワー、ロッカー、マシンエリア、ストレッチエリア	三井不動産ビルマネジメント株式会社 ※パーソナルトレーニングについては、株式会社ポジティブによる提供サービスです。
			スタジオ・パーソナルトレーニング	スタジオ、パーソナルトレーニング	
日比谷三井タワー	&BIZ fitness 東京ミッドタウン日比谷	平日 7:00~22:00 無人管理	フィットネスエリア	シャワー、マシンエリア、ストレッチエリア	三井不動産株式会社

## 1. 月額プラン

## 1-1. フィットネス月額プラン

プラン種類	プラン名	月会費		セット内容
		税抜	税込	
回数無制限プラン (※)	月額Aプラン (レンタル6点セット)	9,000円/月	9,900円/月	フェイスタオル、バスタオル、ウェア上下、シューズ、ソックス
	月額Bプラン (レンタル4点セット)	8,500円/月	9,350円/月	フェイスタオル、バスタオル、ウェア上下、ソックス
	月額Cプラン (レンタル2点セット)	7,800円/月	8,580円/月	フェイスタオル、バスタオル
	月額Dプラン (レンタルなし)	6,500円/月	7,150円/月	レンタルなし

プラン種類	プラン名	月会費		セット内容
		税抜	税込	
FLEX4プラン (※) (月4回まで利用可能)	「FLEX4」Aプラン (レンタル6点セット)	7,000円/月	7,700円/月	フェイスタオル、バスタオル、ウェア上下、シューズ、ソックス
	「FLEX4」Bプラン (レンタル4点セット)	6,500円/月	7,150円/月	フェイスタオル、バスタオル、ウェア上下、ソックス
	「FLEX4」Cプラン (レンタル2点セット)	5,600円/月	6,160円/月	フェイスタオル、バスタオル
	「FLEX4」Dプラン (レンタルなし)	4,500円/月	4,950円/月	レンタルなし

(※)

- ・シャワー・スタジオレッスンの利用を含みます。
- ・日本橋高島屋三井ビルディングご利用時：リフレッシュエリア、自動整体マシンの利用を含みます。
- ・日本橋室町三井タワーご利用時：サウナエリアの利用を含みます。

## 1-2. その他月額プラン

プラン種類	プラン名	月会費		備考	
		税抜	税込		
契約ロッカー	契約ロッカー	1,000円/月	1,100円/月	施設毎の契約となります。 &BIZ fitness東京ミッドタウン日比谷ではご加入いただけません。 (フィットネス月額プランと併用可能。)	
パーソナルトレーニング月額	サービス提供者 提供サービス (※※)	パーソナルトレーニング 月2回プラン	12,000円/月	13,200円/月	東京ミッドタウン八重洲でのみ加入、利用可能。 各回50分*2回となります。 別途フィットネスエリア利用料が必要です。 (フィットネス月額プランと併用可能。)
	パーソナルトレーニング 月4回プラン	22,000円/月	24,200円/月	東京ミッドタウン八重洲でのみ加入、利用可能。 各回50分*4回となります。 別途フィットネスエリア利用料が必要です。 (フィットネス月額プランと併用可能。)	

(※※) 東京ミッドタウン八重洲のパーソナルトレーニングについては、株式会社ポジティブによる提供サービスです。

## 2. 1以外の本利用料等

対象	利用サービス	料金		備考	
		税抜	税込		
全施設共通	タオルレンタル	150円/回	165円/回	大または小一枚	
	ウェア (上) レンタル	200円/回	220円/回		
	ウェア (下) レンタル	200円/回	220円/回		
	シューズレンタル	200円/回	220円/回	靴下含む	
	靴下レンタル	100円/回	110円/回		
&BIZ fitness 日本橋高島屋三井ビルディング 日本橋室町三井タワー 東京ミッドタウン八重洲	フィットネスエリア利用	1,600円/回	1,760円/回	シャワー・スタジオレッスン利用含む	
	スタジオレッスン参加	500円/回	550円/回	シャワー利用含む	
	シャワー利用	500円/回	550円/回	レンタルタオル一枚付 &BIZ fitness日本橋室町三井タワーではサウナ利用を含む	
	スタジオエリア貸切利用	8,000円/時間	8,800円/時間	参加者の施設利用料、シャワー含む (スタジオレッスン実施時間帯は利用不可)	
&BIZ fitness 日本橋高島屋三井ビルディング	リフレッシュエリア利用	100円/30分	110円/30分		
	自動整体マシン利用	100円/30分	110円/30分		
&BIZ fitness 日本橋室町三井タワー	サウナ利用	500円/回	550円/回	シャワー利用含む レンタルタオル一枚付	
&BIZ fitness 東京ミッドタウン八重洲	サービス提供者 提供サービス (※※)	初回パーソナルトレーニング	6,000円/回	6,600円/回	初回のみ購入可能、現地予約のみ 50分*1回、ご利用時に決済となります。 別途フィットネスエリア利用料が必要です。
	パーソナルトレーニング	7,000円/回	7,700円/回	50分*1回、ご利用時に決済となります。 別途フィットネスエリア利用料が必要です。	
&BIZ fitness 東京ミッドタウン日比谷	フィットネスエリア利用	650円/回	715円/回	シャワー利用含む レンタルタオル一枚付	

※2023年4月1日時点の税率(10%)に基づく税込価格。

上記以外の項目については、本施設のホームページへの掲載あるいは本施設内の書面に掲示のとおりとする。

各サービスのキャパシティには上限がある場合があります。

(※※) 東京ミッドタウン八重洲のパーソナルトレーニングについては、株式会社ポジティブによる提供サービスです。

別紙3 キャンセルポリシー

※月額プラン加入者の無料利用範囲内での施設利用についてはキャンセルポリシーの適用はありません。

月額プランの脱退については本利用規約の規定に従います。

項目	施設・サービス詳細	キャンセルポリシー
利用時決済商品	フィットネスエリア利用料 レンタル品 等	購入後キャンセルできません。
フィットネス月額プラン商品	月額Aプラン、月額Bプラン 月額Cプラン、月額Dプラン	本利用規約に従います。
	「FLEX4」Aプラン、「FLEX4」Bプラン 「FLEX4」Cプラン、「FLEX4」Dプラン	本利用規約に従います。 チェックイン時に利用回数が消化されます。チェックイン後の利用キャンセルはできません。
その他月額プラン商品	契約ロッカー	本利用規約及びロッカー利用規約に従います。
	パーソナルトレーニング月額	本利用規約に従います。 ご利用日の前日営業日の施設営業終了時まで利用時刻の変更、キャンセルが可能です。 当日キャンセルまたは無断キャンセルについては、利用回数が1回分消化されます。

## ロッカー利用規約

太字箇所は重要です。良くお読みください。

### 第1条 (契約)

1. &BIZ fitness (以下「本施設」という。) 内の契約ロッカー (以下「ロッカー」という。) の使用開始にあたっては、本施設にて所定の申込手続きを行い契約者となる必要があります。また、契約書の取り交わしは省略するものとします。
2. 契約者は、この規約を守る義務があります。
3. 本施設では契約者にロッカーとしてのスペースをお貸しするものであり、契約者の所有物その他保有物を本施設の運営者 (以下「施設運営者」という。) が保管・お預かり・管理するものではありません。契約者は、ロッカーの施錠その他必要な措置を厳に行い、契約者の自己責任において、収納・保管物の管理を行ってください。

### 第2条 (保管できないもの)

ロッカーに次のものを保管することは禁止します。

- (1) 揮発性・爆発性・可燃性のある危険物
- (2) 腐敗したもの、または異臭を発するもの
- (3) 生きもの
- (4) 貴重品、現金、クレジットカード、キャッシュカード、有価証券類、宝石、貴金属等その他これらに類するもしくは準じるもの
- (5) その他の金銭的価値のあるもの
- (6) その他、他の本施設の利用者に迷惑をかけるもの

### 第3条 (処置)

1. 施設運営者が必要であると認めた場合、施設運営者のスタッフ又は施設運営者の指定する者が、契約者の物品の出し入れに立ち会うことがあります。
2. 次のような場合には、施設運営者は契約者の承諾を得ないでロッカーを開扉し、保管物について撤去、破棄その他の必要な措置をとることができるものとします。
  - (1) 第2条1号、2号、3号並びに6号に該当するものが保管されているとわかったとき又はその疑いがあるとき
  - (2) 第4条2項、第6条、第7条2項、第8条に該当する事由が生じたとき
3. 前項に定める処置をとるにあたり、ロッカーの交換・修理が必要になったときには、契約者は第9条2項に定める交換費用を支払うものとします。

### 第4条 (使用資格)

1. ロッカーは、契約者本人のみが使用できるものとし、他人への転貸・譲渡はできません。
2. 契約者が本施設の会員登録を脱退または抹消された場合は、ロッカーの使用資格を失います。その時点でロッカー内の物品を引取って頂きますが、物品の引取りがなされない場合は第3条2項に従い処置致します。

### 第5条 (料金規定)

1. ロッカーのご利用に際し、別途施設運営者が定めるロッカー使用料 (月額料金) をお支払い頂きます。
2. ロッカー使用料、支払い時期、支払い方法等については別途施設運営者が定めます。
3. 契約者は施設運営者が定めた諸料金をクレジットカードによる支払他所定の方法で、所定の期日に納入しなければなりません。

#### 別紙 4 ロッカー利用規約

##### 第 6 条 (ロッカー明け渡し)

ロッカーに関する利用契約が終了した場合は、契約期間終了日までに直ちにロッカーの明け渡しを行い、本施設受付にお申し出ください。ロッカーの明け渡しが行われない場合は、第 3 条 2 項に従い処置致します。

##### 第 7 条 (ロッカーの変更等)

1. 契約期間中のロッカーについて以下の変更はできません。

- (1) ロッカーの種類・場所
- (2) 名義

2. 本施設側の事由(館内レイアウト変更、破損等)によりロッカーの移動、場所の変更が生じる場合は本施設内にて告示し、第 3 条 2 項に従い処置致します。

##### 第 8 条 (ロッカー使用の中止)

契約者が本規約その他施設運営者との間の契約の各条項の一つに違反し、又は、施設運営者が使用に支障ありと認める事態が発生したときは、施設運営者は直ちに契約者に対してロッカーの使用の中止を求めることができるものとします。このとき、契約者は直ちにロッカー内の保管物を撤去するとともに、本施設受付にお申し出ください。

##### 第 9 条 (ロッカーの汚損等)

1. ロッカーには必ず、本施設指定の暗証番号錠を使用するものとします。契約者は暗証番号の取り扱いに注意するものとします。
2. 契約者がロッカーを汚損・破損した場合は、ロッカーの交換・修理費用をお支払頂くものとします。
3. 手続きの際、契約者本人であることを証明するために本施設の会員証等をご提示頂きます。

##### 第 10 条 (損害賠償責任)

1. 次のような場合、施設運営者は賠償責任を負いません。

- (1) 天災事変の他、不可抗力により、ロッカー内の物品が滅失・破損又は変質したとき
- (2) 関係官公署から物品の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められたとき
- (3) 第 3 条に定める処置により、契約者が何らかの損害をこうむったとき

2. 契約者がロッカーの使用により施設運営者又は第三者に損害を与えた場合は、契約者が賠償の責任を負うものとします。

3. 施設運営者の責に帰すべき事由による場合を除き、施設運営者は、ロッカー内の収納物・保管物の盗難、滅失、毀損、紛失、行方不明等による損害の賠償、その他名称の如何を問わず、いかなる補償も致しません。また、ロッカールーム内に放置された物、忘れ物についても同様とします。

##### 第 11 条 (その他)

本規約は三井のオフィステナント向け施設・サービス利用規約【個人向け】

(以下「施設利用規約」という。)の一部を構成するものであり、本規約に定めのない事項については施設利用規約の定めに従うものとします。

## 三井のオフィステナント向け会員制フィットネス施設の個人情報の取扱いについて

三井不動産株式会社および三井不動産ビルマネジメント株式会社（以下合わせて「弊社」という）は、三井不動産グループの一員であり、フィットネスジム等を提供するサービスである「&BIZ fitness 東京ミッドタウン日比谷」「&BIZ fitness 日本橋高島屋三井ビルディング」「&BIZ fitness 日本橋室町三井タワー」「&BIZ fitness 東京ミッドタウン八重洲」（以下、総称して「テナント向け会員制フィットネス」という。）を運営しています。

三井不動産グループは、オフィスビル事業のほか、すまいとくらしに関する事業、商業施設事業、ホテル・リゾート事業、ロジスティクス事業など、様々な事業を展開しています（詳細は三井不動産株式会社のホームページをご確認ください。）。

なお、取得したお客様の個人情報は、三井不動産株式会社および三井不動産ビルマネジメントの「個人情報保護方針」、当規約にもとづいて取扱います。また、安全管理措置の状況につきましては、三井不動産株式会社および三井不動産ビルマネジメント株式会社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

- ・ 三井不動産株式会社

個人情報保護方針

[https://www.mitsuifudosan.co.jp/privacy\\_policy/](https://www.mitsuifudosan.co.jp/privacy_policy/)

個人情報の取り扱いについて

[https://www.mitsuifudosan.co.jp/privacy\\_policy/toriatsukai/](https://www.mitsuifudosan.co.jp/privacy_policy/toriatsukai/)

- ・ 三井不動産ビルマネジメント株式会社

個人情報保護方針

<https://www.mfbm.co.jp/privacy-policy/>

個人情報の取り扱いについて

<https://www.mfbm.co.jp/privacy/>

## 個人情報の取得

1. 弊社は、テナント向け会員制フィットネスの運営にあたり、会員に関する以下記載の個人情報（以下「会員情報」という）を取得し、以下の各条の目的、利用範囲にて利用いたします。

<例として、以下の情報を取得します>

- ・ テナント向け会員制フィットネスへの入会申込および問合せ、ならびに変更届出等の各種手続に際して弊社に提供された情報（氏名、会社名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別など、会員から提供された一切の情報）
- ・ テナント向け会員制フィットネスが提供する施設・サービス等の利用履歴
- ・ テナント向け会員制フィットネスが提供するイベント等への申込に際して弊社に提供された情報（氏名、会社名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、

性別など、会員から提供された一切の情報)

- ・ テナント向け会員制フィットネス会員サイトの閲覧履歴

2. 会員は、登録した情報に変更があった場合、テナント向け会員制フィットネス施設にて直接登録情報を変更するものとします。変更登録がなされなかった場合、会員はサービスの提供を受けられないなどの不利益を被ることがありますが、弊社に帰責事由がない限り、弊社は責任を負いません。

## 利用目的

弊社および弊社のグループ各社（三井不動産株式会社および三井不動産株式会社の有価証券報告書等に記載されている連結子会社とします。以下同じ）は、会員情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. テナント向け会員制フィットネスの運営ならびにテナント向け会員制フィットネスが  
取り扱う商品・サービスの提供のため

<例として、以下の利用目的が含まれます>

- ・ 会員情報の管理
- ・ フィットネスジムの運営・管理
- ・ 会員サイトの運営・管理
- ・ 会員からのお問い合わせ対応
- ・ メールマガジン等の配信・送付
- ・ イベント・セミナーの運営
- ・ 警備、緊急事態への対応、不正対策

2. 弊社および弊社のグループ各社の取り扱う会員の衣・食・住・遊・働に関わる、商品・サービスの紹介※ならびに各種情報・特典の提供のため

<例として、以下の利用目的が含まれます>

- ・ 各種セミナー・キャンペーン・イベントの案内※
- ・ 広告配信事業者を利用した行動ターゲティング広告（取得したお買い上げ実績等の会員情報を分析し、会員の属性・興味関心を推定して出稿内容を変える広告手法）の配信※
- ・ クーポン・サービス利用時の割引等の特典の提供

※ 弊社または弊社のグループ各社が取得したサービス提供履歴等の情報を分析し、会員の属性・興味関心等を推定した上での案内を含みます。

上記の案内・配信・提供は電話、封書葉書等、メールマガジン、またはダイレクトメール等により行います。

3. 弊社および弊社のグループ各社の取り扱う会員の衣・食・住・遊・働に関わる、商品・サー

ビスの開発・改善、ならびに弊社および弊社のグループ各社が行う会員によりよい商品・サービスを提供するための市場調査などのマーケティング活動・調査・分析のため  
<例として、以下の利用目的が含まれます>

- 商品・サービスの開発および改善
- アンケートの実施
- 顧客動向分析
- 販売促進活動の効果検証、販売促進計画の策定

#### 4. 上記利用目的1～3の達成にあたり第三者に提供するため

##### 個人関連情報の取得

弊社は、第三者であるデータ提供サービス事業者から Cookie や広告 ID（スマートフォン端末の識別子）等（以下「Cookie 等」という）により収集されたウェブの閲覧・利用履歴およびその分析結果を取得し、これを会員情報と紐づけたうえで、広告配信等の目的で利用いたします。

また、弊社のグループ各社から Cookie 等により収集されたウェブの閲覧・利用履歴およびその分析結果を取得し、これを会員情報と紐づけたうえで、上記「利用目的」に記載した1～3の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

##### 第三者提供

1. 弊社は、法令の規定に基づく場合のほか、上記「利用目的」に記載した 1.～3. の利用目的の達成に必要な範囲で、会員情報を弊社のグループの各社、提携先などの第三者に提供することがあります。
2. 提供する情報は、氏名、住所、電話番号のほか、各利用目的の達成のために必要な項目とさせていただきますが、必要最低限の項目に限定することとします。

<提供する個人データの例>

- 入会時に登録いただいた事項
- 入会後に届出いただいた事項
- サービス利用履歴
- セミナー・イベントへの申込時にいただいた事項
- ご相談・問い合わせの際にいただいた事項

<個人データを提供する相手先例>

- 弊社のグループ各社
- サービス提供会社
- 会員の所属法人

3. 第三者に提供する場合は、書面、郵便物、電話、FAX、電子メール、電子媒体などを用いて行い、安全管理に十分に配慮して受け渡しを行うものとし、電子データを提供する

場合は、暗号化する等必要な措置を講じて受け渡しを行います。

4. ご本人からの申し出により、第三者への提供を停止いたします。以下記載の「個人データの開示等のご相談窓口」へお申し出ください。停止によりサービスの一部または全部が受けられなくなる場合がありますので予めご承知おき願います。

## 共同利用

弊社は、会員情報を次のとおり共同利用いたします。

- (1) 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、サービス提供の履歴に関する情報等

<共同利用する個人データの例>

- ・ 入会時に登録いただいた事項
- ・ 入会後に届出いただいた事項
- ・ サービス利用履歴
- ・ セミナー・イベントへの申込時にいただいた事項
- ・ ご相談・問い合わせの際にいただいた事項

- (2) 共同利用する者の範囲

弊社のグループ各社

- (3) 共同利用する者の利用目的

上記「利用目的」に記載した1~3の利用目的と同様

- (4) 共同利用責任者

三井不動産株式会社

(会社概要 [https://www.mitsufudosan.co.jp/corporate/about\\_us/](https://www.mitsufudosan.co.jp/corporate/about_us/))

三井不動産ビルマネジメント株式会社

(会社概要 <https://www.mfbm.co.jp/corporate/outline/index.html>)

弊社は三井不動産グループとして一体的に会員にサービスを提供するため、取得した会員の個人データを弊社のグループ各社で共同で利用し、常に最新・正確な状態で保有するよう努めさせていただきます。

## 委託先

テナント向け会員制フィットネスのサービス提供のため、個人情報取扱いの業務の一部または全部を委託することがございます。

委託先における個人情報の取り扱いについては弊社にて監督いたします。

## 個人データの開示等のご相談窓口

弊社では、個人情報保護法の定めにもとづいて、テナント向け会員制フィットネスに関する個

人データの訂正、利用停止、開示等を下記窓口にて承っております。

- 三井不動産株式会社 総務部・個人情報担当  
<https://www3.mitsuifudosan.co.jp/enquete/regulation.php?enqueteurl=df36fe9c9aaa8d59ce91c541168c7d0>
- 三井不動産ビルマネジメント株式会社 ビジネスソリューション事業推進本部  
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 三井二号館  
電話：03-6214-1439 ※受付時間 平日 10:00~18:00/昼休みを除く)

改定日：2024年4月1日